

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 24日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士宮市南陵6番地

氏名 エリエールペーパー株式会社

代表取締役 水野 克俊

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

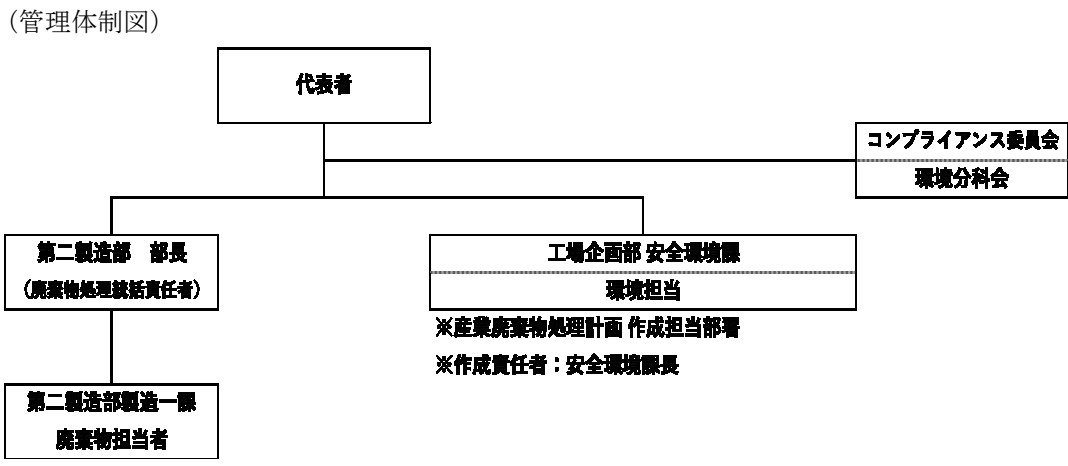
電話番号 0544 - 23 - 4521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	原田工場		
事業場の所在地	静岡県	富士市	原田60-1
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業		
② 事業の規模	製品販売金額 4,078百万円		
③ 従業員数	人員計 51名 (正社員 45名、それ以外 6名)		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・汚泥→自社再利用(古紙原料)、自社中間処理(焼却)・汚泥→委託処分: 焼却、天日乾燥、分級、脱水・焼却灰→委託処分: 焼成、薬剤中和、埋立・焼却灰→手元マウス: 再資源化・廃プラスチック類→委託処分: 分級、破碎、圧縮梱包、焼却・木くず→委託処分: 破碎、選別・水銀使用製品産業廃棄物→委託処分: 破碎、焙焼・紙くず→委託処分: 破碎・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→委託処分: 埋立		

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	焼却灰	2,748.700 t ※1
	汚泥（泥状のもの）	20,668.238 t ※2
	管理型混合廃棄物	15.410 t
	廃プラスチック類	1,028.110 t
	廃油	0.170 t
	木くず	4.380 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.620 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組) ①廃棄物を適正に処理するため、法令、規則、制度を遵守すると共に、公共の環境施策に協力する。 ②自社他工場からの汚泥の再利用・再資源化及び自社焼却処分の推進。 ③廃棄物の分別による排出量の削減、再資源化を推進する。 (※1) 焼却灰排出量の内、手元マウスである焼却灰の量：1,212.390 t (※2) 汚泥排出量に内、再利用・熱回収の量：19,737.340 t	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	燃え殻	2,884.120 t ※3
	汚泥（泥状のもの）	20,731.503 t ※4
	管理型混合廃棄物	875.410 t
	廃プラスチック類	110.740 t
	廃油	0.370 t
	金属くず	4.900 t
	紙くず	0.940 t
	木くず	2.700 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.253 t
	（今後実施する予定の取組） ①削減目標を前年比-1.0%とし、排出抑止、再資源化を推進する。 ②廃プラスチック類の細分別化を推進し、排出量削減及び再生利用の推進。 ③産業廃棄物委託先に対し、優良認定取得を推奨し、協力する。 ④自社他工場で発生する汚泥の再利用や自社焼却処分（サーマルサイクル）の推進・継続。（※3）焼却灰排出量の内、手元マウスである焼却灰の量： 1,568.970 t。（※4）汚泥排出量に内、再利用・熱回収の量： 19,655.129 t	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・分別、再資源化の推進	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃棄物の内容調査と分別・再資源化の推進	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		※3
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	
	汚泥（泥状のもの）	2,631.198 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
	（これまでに実施した取組） 他工場から原料として受入れ再利用 （※3）富士宮工場、伝法事業所で発生した汚泥を再利用した量： 2,631.198 t		
②計画	【目標】		※4
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	
	汚泥（泥状のもの）	2,683.574 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
	（今後実施する予定の取組） 他工場から原料として受入れ再利用 （※4）富士宮工場、伝法事業所で発生した汚泥を再利用する量： 2,683.574 t		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	17,106.140 t	17,106.140 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
（これまで実施した取組） 原田工場分に加え、他工場で発生した汚泥を原田工場自社焼却処分（サマルリサイクル）し、外部委託量を削減した。 ・上記の内、原田工場の汚泥分：14,141.400 t、他工場（富士宮工場、伝法事業所、久沢事業所）の汚泥分：2,964.740 t （他工場：富士宮工場、伝法事業所、久沢事業所）			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	16,971.559 t	16,971.559 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
（今後実施する予定の取組） 原田工場分に加え、他工場で発生した汚泥を原田工場自社焼却処分（サマルリサイクル）し、外部委託量を削減する。 ・上記の内、原田工場の汚泥分：13,729.600 t、他工場（富士宮工場、伝法事業所、久沢事業所）の汚泥分：3,241.959 t （他工場：富士宮工場、伝法事業所、久沢事業所）			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
	燃え殻	0.000	1,536.310	0.000	0.000	1,536.310
	汚泥（泥状のもの）	46.090	930.900	0.000	802.040	930.900
	管理型混合廃棄物	15.410	15.410	0.000	0.000	15.410
	廃プラスチック類	1,008.430	1,028.110	0.000	0.000	1,028.110
	廃油	0.170	0.170	0.000	0.000	0.170
	木くず	4.380	4.380	0.000	0.000	4.380
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.600	4.620	0.000	0.000	4.620
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
（これまでに実施した取組） 分別、再資源化の推進による排出量及び処理委託量の削減。 原田工場分に加え、他工場（富士宮工場、伝法事業所、久沢事業所）で発生した汚泥19,737.34tを再利用+自社焼却処分（サーマルサイクル）を推進したことで、外部委託量を930.90tまで削減した。						

		【目標】				
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)	
燃え殻	0.000	1,307.770	0.000	0.000	1,307.770	
汚泥（泥状のもの）	46.090	1,076.370	0.000	940.130	1,076.370	
管理型混合廃棄物	875.410	875.410	0.000	0.000	875.410	
廃プラスチック類	103.530	110.740	0.000	0.000	110.740	
廃油	0.370	0.370	0.000	0.000	0.370	
金属くず	0.000	4.900	0.000	0.000	4.900	
紙くず	0.000	0.940	0.000	0.000	0.940	
木くず	2.700	2.700	0.000	0.000	2.700	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.070	0.253	0.000	0.000	0.253	
（今後実施する予定の取組） 分別、再資源化の推進による排出量及び処理委託量の削減。 原田工場分に加え、他工場（富士宮工場、伝法事業所、久沢事業所）で発生した汚泥19,655.129tを再利用+自社焼却処分（サーマルサイクル）を推進することで、外部委託量を1,076.37tまで削減する。						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。